

### 3. 労働者の健康情報を取り扱うに際しての事業者の義務等

#### (6) 事業者から第三者への提供

事業者は、個人情報保護法の趣旨にのっとり、1)法令に基づく場合、2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときを除き、あらかじめ本人の同意を得ないで健康情報を第三者に提供してはならないと考えられる。

合併等事業承継に伴う労働契約の承継の場合には、労働契約から生じた安全配慮義務も引き継がれると考えられることから、健康情報だけを排除するというのは合理性がなく、この場合は、労働契約を包括して継承した者は第三者には当たらないと考えるべきである。ただし、労働者の一部のみを継続して雇用する場合は必ずしもこの包括承継には当たらず、また、健康情報を基に労働者を選別すること等は健康情報の目的外使用に相当することを事業者や人事担当者などに認識させておく必要がある。